

南海放送 2018.12.19

<https://www.rnb.co.jp/nnn/news16401480.html>

2012年に、西条市の園児がお泊り保育中に川に流され死亡し遺族らが幼稚園を運営する学校法人などを訴えた裁判。19日松山地裁西条支部は当時の園長と学校法人の責任を一部認め、およそ110万円の賠償金を支払うよう命じた。

訴えを起こしていたのは死亡した吉川慎之介ちゃん当時5歳の遺族や現場にいた園児の親ら11人。

訴えなどによると慎之介ちゃんは2012年7月、西条市の加茂川にお泊り保育で遊びに来ていた際、増水した川に流され死亡した。遺族らは慎之介ちゃんが通っていた西条聖マリア幼稚園を運営する松山市のロザリオ学園や引率していた教員9人らに対しあわせて1億5000万あまりの損害賠償を支払うよう求めている。

19日の判決で松山地裁西条支部は「お泊り保育の準備の最終的な決定権限は園長にあり、教員らは検討する立場になかった」として引率していた教員らの責任などは認められないとする一方、「当時の園長とロザリオ学園はライフジャケットを園児らに装着させる義務を怠った注意義務違反が認められる」とした。

そして、当時の園長とロザリオ学園に対し裁判所が認定した損害賠償額6264万円のうち保険会社などから遺族にすでに支払われている金額を除くおよそ110万円を支払うよう命じた。

母親の吉川優子さんは「解明できたこともたくさんある。次の事故を予防することにつながっていきたい」などと語っている。

一方、被告のロザリオ学園の代理人弁護士は「判決理由などを見て控訴するか検討したい」とコメントしている。

あいテレビ

http://www.itv6.jp/n-st-ehime/news_detail.php?date=20181219&no=0005

5歳男児死亡の水難事故、幼稚園側に賠償命じる

6年前、幼稚園の行事で西条市の加茂川を訪れた5歳の男の子が水遊び中に流され、亡くなった事故をめぐる、裁判所は19日、「増水は予見できた」として園側に損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡しました。

吉川豊さん、優子さん夫婦の長男、慎之介ちゃんは、2012年7月、当時、通っていた西条聖マリア幼稚園の行事でキャンプ場を訪れ、近くの加茂川で水遊びをしていた最中に増水で流され、亡くなりました。慎之介ちゃんの両親らは、園側が安全対策を怠り事故を招いたとして幼稚園を運営する学校法人と当時の引率教諭らに合わせて1億5500万円余りの損害賠償を求めていました。そして19日、松山地裁西条支部で開かれた判決の言い渡しで田中一隆裁判長は「上流の雨により増水が生じる危険性は予見でき危険防止のため園児にライフジャケットを装着させる義務を負っていた」などと指摘しました。その上で、学校法人と当時の園長について、亡くなった慎之介ちゃんの両親へおよそ6300万円の賠償義務があると認定し、すでに支払われた慰謝料などを差し引いたおよそ110万円の支払いを命じました。この事故を巡っては刑事裁判でも当時の園長が業務上過失致死傷の罪で有罪判決を受けています。

愛媛朝日テレビ

<http://eat.jp/news/index.html?date=20181219T190128&no=>

加茂川園児死亡で園側に賠償支払い命じる

2012年、西条市の加茂川で、当時5歳の園児が増水した川に流され死亡し、遺族らが幼稚園側を相手取り損害賠償の支払いを求めていた裁判で、松山地裁西条支部は、被告におよそ110万円の支払いを命じました。この事故は、2012年7月20日に、西条聖マリア幼稚園の行事に参加していた吉川慎之介ちゃん当時5歳が、加茂川での水遊び中増水した川に流され死亡したもので、当時の園長に対し、業務上過失致死の罪で罰金50万円の有罪判決が下っています。慎之介ちゃんの両親らは、幼稚園側の安全管理に問題があったとして、当時の園長ら9人を相手取り、1億5000万円あまりの損害賠償を求め提訴していました。19日の判決で松山地裁西条支部は、ライフジャケットを園児に持たせなかったことの園側の過失を認め、学園と当時の園長に対し、既に保険会社から両親に支払われている6000万円余りを除いたおよそ110万円の慰謝料を支払うよう言い渡しました。一方、被告側の弁護人は、「控訴も含め今後の対応を検討したい」としています。

NHK 松山放送局

<https://www3.nhk.or.jp/matsuyama-news/20181219/0002831.html>

6年前、愛媛県西条市の川で、幼稚園の行事で水遊びをしていて亡くなった当時5歳の男の子の両親らが園側に賠償を求めた裁判で、松山地方裁判所西条支部は、賠償額としておよそ6300万円を認定し、保険などを差し引いた109万円余りの支払いを命じました。

平成24年7月、西条市の加茂川で、幼稚園の行事で水遊びをしていた園児らが雨で増水した川に流され、5歳だった吉川慎之介くんが亡くなりました。

慎之介くんの両親やほかの園児の親らは、園側が救命胴衣を用意していないなど安全管理を怠っていたとして、幼稚園を運営する学校法人などに対し、1億5000万円余りの賠償を求める訴えを起こしました。

19日の判決で松山地方裁判所西条支部の田中一隆裁判長は「救命胴衣を着用させていないなど安全対策に不備はあったが、増水を予見する注意義務まで違反があったとは認められない」などとして、およそ6300万円の賠償額を認定しました。

両親らには、園側が加入していた保険などからすでに6000万円余りが賠償されていて、判決では学校法人と元園長に対し、残る109万円余りの支払いを命じました。

判決後、会見した母親の吉川優子さんは、「こうした事故を2度と繰り返させない思いで、裁判を戦ってきました。これで終わりではなく、今後も子どもの安全を守るための活動を続けていきたい」と話しました。

この事故をめぐるおとし5月、松山地方裁判所が元園長に対し、罰金50万円の有罪判決を出しています。